

【変更届の申請方法】

- 競争参加資格認定後、下記の内容に変更が生じた場合には変更届【様式10】を提出して下さい。

※送付する際には様式下部に記載している注意事項を確認して下さい。

押印した様式を送付いただくことで、本ページに記載している申請に関する注意点及び、
様式下部に記載している記載要領に同意いただいたものとしますので、ご了承下さい。

※当社においては、受領印の押印・返送は行っておりません。

郵送の際には、書留等の追跡可能な郵送手段を利用し、その追跡結果をもって受付確認として下さい。

(返信用封筒・葉書をお送りいただいた場合でも、返送等は行いませんので予めご了承ください)

※添付書類は必要ありません。

※郵送の際には、郵送封筒の表面に「競争参加資格審査 変更届在中」と記載してください。

- ◆代表者の役職もしくは氏名又は本社（店）もしくは支店（営業所）の住所・電話番号等に変更が生じた場合
 - ◆支店（営業所）の新設・廃止が発生した場合
 - ◆既に認定を受けている工事種別（業種区分）の認定資格を失うこととなる事象が発生した場合
例）舗装工事の資格認定を受けている者が、舗装の建設業許可を廃業した場合
- ※変更届には、許可業種（土木一式や鋼構造物など）ではなく、
必ず当社の認定工種（土木工事や鋼橋上部工工事など）と記載をして下さい。**
- ◆法人が解散・消滅をし、認定資格の取下げが必要となった場合（合併等・破産を含む）
 - ◆経常JVが解散した場合
 - ◆総合評定値通知書の許可番号が変わった場合

- 以下の内容についての変更は、変更届の提出は必要ありません。

- ◆当社の認定工種に取下げが生じない建設業許可の廃業
例）建築一式・鋼構造物の許可を持ち建築工事に登録していた者が、鋼構造物の許可を廃業した
が、建築一式の許可で建築工事の登録を継続したい場合
- ◆建設業許可の区分等の変更

※当社のホームページにてFAQを掲載しておりますので、そちらもご確認下さい。

- 変更届を送付する際の注意点

※変更届に添付書類は必要ありませんが、届出の虚偽があった場合は資格の取消となる場合がありますので、ご注意ください。

※商号または名称、代表者氏名・住所に変更が生じた際には、必ずフリガナも記載してください。

※認定工種の取下げは申請者の自由です。（事後に不利益を生じるようなことは一切ありません）

ただし、資格の有効期間内にもかかわらず、認定を受けた資格を取り下げた場合、同一の有効期間内
(今回であれば、平成33年3月31日まで)は、再度資格認定の申請を行うことはできません。

取下げの申請を行う際には、十分に検討していただいた上で申請してください。

※インターネット申請は利用できませんので、郵送にて届出を行ってください。

- 現在、契約中の案件についての変更手続きについて

現在、契約中の案件に関する変更手続きは、別途該当する契約案件の契約担当部署にご連絡いただき、
所定の手続きを行っていただきますようお願いいたします。

- 他社に対する変更手続き

NEXCO中日本（株）及びNEXCO西日本（株）等、他者に対する変更届は、当社では受け付けられません。

各社のホームページ等で手続き方法をご確認の上、各社宛にご連絡ください。

※当社に対して提出いただいた届出をもって、他社の処理も行うことは出来ません。

平成31・32年度 競争参加資格審査変更届(工事)

平成 年 月 日 業者コード 【 】
東日本高速道路株式会社 殿 法人番号 【 】
郵便番号 【 】
住 所 【 】
商号又は名称 【 】
フリガナ 【 】
代表者氏名 【 】 印 【

下記のとおり有資格者登録情報に変更があるので、本様式記載の変更届記載要領に同意の上、申請します。

変更の内容

変更事項	変更前	変更後	変更年月日

※添付資料は不要です。

申請担当者又は代理人の連絡先記載欄(この変更届について、確認が必要な場合にご連絡させていただくことがあります)

変更届記載要領

※ 商号又は名称、代表者氏名及び住所については、カタカナでフリガナを付してください。

※ 登録工種の取下げを行う場合には、当社の認定工種で記載してください。

※ 当社では、受領印の押印及び返信を行っておりません。

追跡可能な郵送手段で送付の上、その追跡結果をもって受領確認してください。

※ 行政書士が作成した場合は、申請担当者又は代理人の連絡先記載欄に記名押印をしてください。